

焼津市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例（骨子案）

【条例（骨子案）構成】

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条－第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条－第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

（従う：従うべき基準 参酌：参酌すべき基準）

府令における条項	この条例案における条項	内容	基準の種類	本市の考え方	従うべき基準の根拠省令
第1章 総則					
第1条	第1条	趣旨	参酌	国基準のとおり	
第2条	第2条	定義	参酌	国基準のとおり	
第3条	第3条	一般原則	参酌	国基準のとおり	
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準					
第1節 利用定員に関する基準					
第4条	第4条	利用定員	従う	国基準のとおり	第1条第1号
第2節 運営に関する基準					
第5条 1項	第5条 1項	内容及び手続の説明および同意	従う	国基準のとおり	第1条第2号

第5条 2～6項	第5条 2～6項	重要事項の電磁的方法による提供	参酌	国基準のとおり	
第6条 1～4項	第6条 1～4項	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等(提供拒否の禁止、選考方法、優先利用)	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第6条 5項	第6条 5項	利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等(教育・保育提供困難時の措置)	参酌	国基準のとおり	
第7条	第7条	あっせん、調整及び要請に対する協力	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第8条	第8条	受給資格等の確認	参酌	国基準のとおり	
第9条	第9条	支給認定の申請に係る援助	参酌	国基準のとおり	
第10条	第10条	心身の状況等の把握	参酌	国基準のとおり	
第11条	第11条	小学校との連携	参酌	国基準のとおり	
第12条	第12条	教育・保育の提供の記録	参酌	国基準のとおり	
第13条	第13条	利用者負担額等の受領	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第14条	第14条	施設型給付費等の額に係る通知等	参酌	国基準のとおり	
第15条	第15条	特定教育・保育の取扱方針	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第16条	第16条	特定教育・保育に関する評価等	参酌	国基準のとおり	
第17条	第17条	相談及び援助	参酌	国基準のとおり	
第18条	第18条	緊急時等の対応	参酌	国基準のとおり	
第19条	第19条	支給認定保護者に関する市町村への通知	参酌	国基準のとおり	
第20条	第20条	運営規程	参酌	国基準のとおり	
第21条	第21条	勤務体制の確保等	参酌	国基準のとおり	
第22条	第22条	定員の遵守	参酌	国基準のとおり	
第23条	第23条	掲示	参酌	国基準のとおり	
第24条	第24条	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	従う	国基準のとおり	第1条第2号・第4号
第25条	第25条	虐待等の禁止	従う	国基準のとおり	第1条第2号・第4号
第26条	第26条	懲戒に係る権限の乱用禁止	従う	国基準のとおり	第1条第2号・第4号
第27条	第27条	秘密保持等	従う	国基準のとおり	第1条第2号・第4号
第28条	第28条	情報の提供等	参酌	国基準のとおり	
第29条	第29条	利益供与の禁止	参酌	国基準のとおり	
第30条	第30条	苦情解決	参酌	国基準のとおり	
第31条	第31条	地域との連携等	参酌	国基準のとおり	
第32条	第32条	事故発生の防止及び発生時の対応	従う	国基準のとおり	第1条第2号・第4号
第33条	第33条	会計の区分	参酌	国基準のとおり	
第34条	第34条	記録の整備	参酌	国基準のとおり	

第3節 特例施設型給付費に関する基準					
第35条	第35条	特別利用保育の基準	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第36条	第36条	特別利用教育の基準	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準					
第1節 利用定員に関する基準					
第37条	第37条	利用定員	従う	国基準のとおり	第1条第3号
第2節 運営に関する基準					
第38条 1項	第38条 1項	内容及び手続の説明及び同意	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第38条 2項	第38条 2項	重要事項の電磁的方法による提供の規定の準用	参酌	国基準のとおり	
第39条 1～3項	第39条 1～3項	利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等(提供拒否の禁止、優先利用)	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第39条	第39条	利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等(教育・保育提供困難時の措置)	参酌	国基準のとおり	
第40条	第40条	あっせん、調整及び要請に対する協力	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第41条	第41条	心身の状況等の把握	参酌	国基準のとおり	
第42条 1～3項	第42条 1～3項	特定教育・保育施設等との連携(連携施設の確保(居宅訪問型事業以外)、連携施設の確保(居宅訪問型)、事業所内保育事業の特例)	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第42条 4項	第42条 4項	特定教育・保育施設等との連携(保育提供終了後の円滑な接続)	参酌	国基準のとおり	
第43条	第43条	利用者負担額等の受領	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第44条	第44条	特定地域型保育の取扱方針	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第45条	第45条	特定地域型保育に関する評価等	参酌	国基準のとおり	
第46条	第46条	運営規程	参酌	国基準のとおり	
第47条	第47条	勤務体制の確保等	参酌	国基準のとおり	
第48条	第48条	定員の遵守	参酌	国基準のとおり	
第49条	第49条	記録の整備	参酌	国基準のとおり	
第50条	第50条	特定教育・保育施設の規	—	先の条項から	

		定の準用		の準用規定	
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準					
第51条	第51条	特別利用地域型保育の基準	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第52条	第52条	特定利用地域型保育の基準	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第4章 雑則					
	第53条	委任	—	条例から規則への委任規定	
附則					
第1条	第1条	施行期日	—	省令と同様の施行期日を規定	
第2条	第2条	特定保育所に関する特例	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第3条 1項	第3条 1項	特定教育・保育及び特別利用保育の施設型給付費等に関する経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第2号
第3条 2項	第3条 2項	特別利用地域型保育の施設型給付費等に関する経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第4号
第4条	第4条	利用定員に関する経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第3号
第5条	第5条	連携施設に関する経過措置	従う	国基準のとおり	第1条第4号

【焼津市の本条例制定等に関する考え方】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国の省令に定める基準と異なるものとすべき地域の実情はないと見込まれるため、国の省令に定める基準に準じて、本市が条例等で制定する基準とします。

従うべき基準については、国の定める基準を遵守し、また、参酌すべき基準については国の定める基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねていくという考え方とすることが妥当であると考えます。